

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第2章 共生共感都市		08 社会保障		01 国民健康保険制度を適正に運用する											
事業：共同事業拠出金												整理番号	0155			
目的	保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施する。															
目標	高額医療費共同事業については1件80万円以上のレセプトの80万円超の部分、保険財政共同安定化事業については1件30万円以上のレセプトの8万円超80万円未満の部分を対象とし、共同事業を実施する。															
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		1,280,019		コスト情報・評価	総コスト（千円）		1,280,019		総合評価 B 評価理由 事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		1,147,267		内 訳	事業費		1,280,019		効率性		A			
		国庫支出金		132,752			人件費		0		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0							
		一人あたり(円)		11,339												
		世帯あたり(円)		27,144												
	その他特定財源		0													
貢献度	施策に対する事業貢献度		B		根拠	国民健康保険制度を適正に運用した。										
今後の方向性	適正に事業を実施する。															

事業 優先順位		1	細事業：高額医療費共同事業医療費拠出金				整理 番号		01								
目 的		保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施する。															
目 標		医療技術の高度化等に伴う高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和を図るため、1件80万円以上のレセプトの80万円超の部分を対象とし、高額医療費共同事業を実施する。															
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		平成17年度		根拠 法令		保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱							
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト 情報・従事 職員数 参考					平成24年度		比 較	
	事業費（決算額）（千円）				262,435					総コスト（千円）				262,435			
	一般財源				129,683					事業費				262,435			
	国府支出金				132,752					人件費				0			
	地方債				0					公債費				0			
	その他特定財源				0					一人あたり（円）				2,325			
					0					世帯あたり（円）				5,565			
					0					職員数（人）				0.00			
					0					再任用職員数（人）				0.00			
今後の 方向性		適正に支出事務を行う。															
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者		大阪府国民健康保険団体連合会								
	A		A		B												

事業：共同事業拠出金

1. 共同事業拠出金

市町村国保について、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、財政運営の広域化を進め都道府県単位での保険運営を推進するために、都道府県内の市町村国保の拠出により医療費を賄う共同事業を実施している。

高額医療費共同事業については1件80万円を超えるレセプトの80万円超の部分、保険財政共同安定化事業については1件30万円を超えるレセプトの8万円超80万円未満の部分を対象とし、共同事業を実施した。

細事業：高額医療費共同事業医療費拠出金

1. 高額医療費共同事業医療費拠出金

高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和し、国民健康保険の運営基盤の安定化等を図るため、府内市町村国民健康保険からの拠出金を財源に、レセプト1件が80万円を超える医療費について、都道府県単位で費用負担を調整するものとして、大阪府国民健康保険団体連合会に対して高額医療費共同事業医療費拠出金を支払った。